

## 建設工事等の入札参加資格申請における審査基準の見直し案について

建設部技術管理室

長野県の発注する建設工事業務の競争入札に参加する者に必要な資格の審査基準について、資格総合点数の算出時に長野県に本店を有する事業者に限り付与する加点項目を新設する等の見直し案をまとめましたので、県民の皆様からご意見を募集します。

### Ⅰ 加点項目の見直し案（R7・8・9年度資格申請審査の案）

#### (1) 新規／変更項目

区分	変更内容	理由
新規 (ICT)	国及び県発注の「ICT 活用工事実績」への加点 【1件5点、最大15点】	建設工事におけるICT活用のすそ野を広げ、県内の建設DXを推進するため。
変更 (ワークライフバランス)	「職場いきいきアドバンスカンパニー認証」の加点拡大 【7点→最大15点】	認証制度拡充(R3.10)へ対応するため。
変更 (週休二日等休日制度)	「4週5休」及び「4週6休」を加点から除外、「4週8休」の加点拡大 【10点→15点】	若年入職者の増加に向けた環境整備を促進するため。
新規／変更 (環境配慮)	・「事業活動温暖化対策計画書」の提出への加点(10点) ・ISO14001、エコアクション21又は地域版環境プログラム(南信州いいむす21など)の認証登録(7点)への加点 【最大10点→最大17点】	「長野県脱炭素社会づくり条例(R2.10施行)」が目指す「2050年度までのゼロカーボン達成」に向けた県の取組を推進するため。

#### (2) 削除項目

内容	理由
「県新技術・新工法活用支援事業の登録」及び「NETIS 評価情報登録」	新技術の活用が業界に浸透したことを受け、県の新技術・新工法活用支援事業が平成29年度に終了している。技術登録から技術活用へと移っている時流を踏まえ、項目から削除する。
建設キャリアアップシステム(CCUS)導入	R5.1から経営事項審査の加点対象となったため。
次世代育成法に基づく事業主行動計画の策定	次世代育成法に基づく認定制度がR5.1から経営事項審査の加点対象となったため。
合併	過剰供給構造による倒産等の技術力減退を防ぐ目的は果たしたと考えられるため。

## 2 参考（建設工事入札参加資格の要件・資格総合点数等）

資格申請要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 建設業法の規定による建設業許可を受けていること</li> <li>● 建設業法に規定する「経営事項審査」についての「総合評定値の通知」の請求をしていること</li> <li>● 直前2年間の各事業年度に完成工事高があること</li> <li>● 県税並びに消費税及び地方消費税に未納がないこと。また、個人にあっては、個人の市町村・県民税(住民税)に未納がないこと</li> <li>● 暴力団員又は暴力団関係者でないこと</li> <li>● 社会保険に加入していること</li> </ul>
資格総合点数	申請業種ごとに経営事項審査の総合評定値と長野県内本店企業に限り「信州企業評価項目（旧：新客観点数）」について加点した資格総合点数を算出し、受注可能な請負工事設計金額を区分する「格付け」を実施
信州企業評価項目の考え方	<p>契約に関する条例を踏まえ、以下の点に配慮して設定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 県の施策と合致するもの</li> <li>● 経営事項審査と重複しないもの</li> <li>● 該当者が極端に多く（又は少なく）ないもの</li> <li>● 申請者が客観的かつ簡易な書類で証明し得るもの</li> <li>● 一過性でない（継続的な）もの</li> </ul>

### ■資格総合点数のイメージ

